

第15回船橋市動物愛護管理対策会議議事録

令和3年5月19日（水）
船橋市保健福祉センター3階
保健検査室、歯科検診室

【議題】

○開会前

1. 事務局説明
2. 保健所長あいさつ

○開会后

1. 「船橋市犬猫の飼養・管理に関するガイドライン（素案）」について
2. 次回の会議について

【開会前】

1. 事務局説明

本日、欠席者なしの旨、及び動物愛護管理対策会議設置要綱第5条第4項に基づき、前回の会議で推薦のあった、NPO法人ふなばし地域猫活動代表の清水氏をお呼びしている旨の報告があった。

2. 保健所長あいさつ

○保健所長 船橋市保健所長の筒井でございます。

委員の皆様方におかれましては、日頃本市の市政に対しましてご理解をいただき、また本日も大変ご多忙な中、足元の悪い中会議にご出席いただきありがとうございます。

本日は、前回の会議で決まりましたとおり引き続き、「船橋市ねこの飼育・管理に関するガイドライン」の見直しについてご議論をお願いすることとなっております。前回までに、その素案を事務局から示し、会議中あるいは会議後にも、多くのご意見等を頂戴しているところです。今回は、そのご助言等を含め、事務局で修正したものを用意させていただいております。

併せて、本日は、市内で実際に飼い主のいない猫の問題に取り組んでおられる方のご意見、地域猫活動に取り組んでおられる方のご意見を含め、実際の現場の声を聞かせていただく場を設けさせていただければと思っております。

ガイドラインの策定を進めていく訳ですが、本日、実際のご意見を頂戴する場は非常に貴重な機会と思います。そのようなご意見を踏まえながら、この会議の中で委員の皆さまでまとめていただき、その内容を最終的にガイドラインの策定に活かしていきたいと思っております。限られた時間で多くの内容があり大変かと思いますが、是非、委員の皆様方におかれましては、活発な議論、ご提案をお願いしたいと思います。

最後になりますが、新型コロナウイルス感染症がまだまだ長丁場で非常に厳しい状況ではありますが、保健所行政もしっかりと取り組んでいきますので、その部分はお安心していただき、本日の会議に集中してご議論をお願いします。

.....

午後2時5分開会

会議の公開・非公開、傍聴者について

中村会長から、本日の会議は公開とすること、6人の傍聴申し出があったことの報告があった。

[傍聴者入室]

1. 「船橋市犬猫の飼養・管理に関するガイドライン（素案）」について

○中村会長 市内で地域猫活動に取り組んでいらっしゃる、NPO法人ふなばし地域ねこ活動代表の清水真由美様に、実際の現場の声を聞かせていただきたくお越しいただいております。

[清水氏着席]

○中村会長 資料3をご覧ください。事前に、清水様、石川委員、平川副会長へ、実際にご自身が行っている飼い主のいない猫に関わる取組みについて、どのような取組みを行っているか、苦情への対応、排泄物の管理、活動者の明示について質問させていただき、資料3のとおりご回答いただいた。これらについて、ご自身の取組み内容、地域住民に迷惑をかけないように気を付けなければいけないこと、実際に苦情があった場合の対処方法等のご説明をしていただき、その後、委員の皆さまから活動等に関するご質問や意見交換を行う。

説明は、清水様、石川委員、平川副会長の順に行い、一人10分程で説明をいただき、それに対する質問等を10分程行い、一人20分、三人で1時間程の意見交換を予定している。限られた時間ではあるが、ご協力をお願いします。

では、清水様からご自身の活動についてご説明をお願いします。

○清水氏 よろしくお願ひします。まず、私の活動の経緯を説明する。私の母親が、家の前の駐車場の他人の敷地に餌を投げていた。そこから始まった。私に、ご近所から野良猫に餌をあげている人がいるという話が入ってきた。これは困ったということで、

東京のNPOや全国の愛護団体へ一斉メールをし、全く無知であったので、誰かが野良猫がいるの、かわいそうね、持ってきなさいと言うと思った。しかし、皆、異口同音に、自分でTNRしてくださいという返事がきた。そこから、自分でどうやってやるの、どうやって捕まえるの、病院は、お金はということ、でもとにかく早くしないと、ちょうど春だったので。それが、2006年の4月だった。そのお話を貰い、翌月の5月には、4頭全部手術が終わった。手術だけでよいのかと疑問に思っていたところに、東京のNPOの地域猫活動団体のねこだすけが、地域猫活動というものがある、東京都、横浜で始まっているから、セミナーにいらっしゃいと言ってくれた。セミナーを聞きに行き、これはすごい、都市化された所であれば船橋も取り組んで欲しいと思った。それが6月頃だった。ちょうどその時に、船橋市の市民協働課が行政パートナーという制度で、行政パートナーを募集し始めた。それは何かというと、市民側の行政パートナーが、こういう事業をやりたいと市に要望したら、市がその所管の担当課と私たちを繋げてくれ、新しい事業を起こしていこうという、パートナーを組む制度を市民協働課が行った。そこで私が、地域猫活動を船橋市で行いたいので、行政パートナーに応募しますと言った。6月に行政パートナーになり、行政のできる事、できない事、職員の働き方等、色々なことを教わりながら、保健所との会合を作ってくれた。保健所だけに要望するだけでなく、その受け皿となる団体が必要だろうということで、ふなばし地域猫活動を任意団体として、8月に結成した。4月に母が餌やりを始め、ここから8月には団体を作るということになった。11月には、初めてふなねこととしてのセミナーを開催した。今から15年前です。そして、10年前に、NPO法人の法人格を取った。ふなねこの役割としては、市民への啓発、実際にやってらっしゃる方に対するアドバイス、行政との協働作業をしていきたいと思ひ行っている。

地域猫活動としては、15年前に自宅の庭で手術を始め、10匹位行った。今生きているのは、1匹にな

った。始め方だが、15年前に、私の町会長がここにいる泉谷会長で、町会長に話しかけ、会長、猫のことですがと、何回も何回も泉谷さんを煩わせ、話を聞いてもらった。その中で、町会長が、役員会があるからそこで話をしておいてよと言ってくれと、最後10分位お時間をいただき、お話をさせていただいた。その時、班長会議に120人位いるマンモス町会だが、あまり反応はなかった。皆、野良猫のことを何か言っているけどという感じで、あまり反応は無かったが、地域猫活動をするのを町会で話した。2,000世帯の町会なので、町会の承認というのは、当時は船橋市でも無く、まずは自分の周りの人たち、班レベルの10世帯位の人へ話をし、こういうことを行うので何かあったら私の所へ言ってきて下さいと、チラシを撒いたりした。そうしている間に、10軒、20軒と戸別訪問していくうちに、それぞれ餌やりがあり、私が上手くいったのは、その餌やりが、手術をしてくださっている人だった。私なんかより、先に行っている人がいた。その人たちは、地域の人たちに何も言わずに、ひっそり餌やりをし、ひっそり手術をしている方々だった。もちろん、年配の方が多かったが。私みたいに、オープンにすることは、また問題を起こしてしまうから、寝た子を起こしたくないからという感じではあったが、活動については賛同してくれる方が多かった。資料にも書いてあるが、ご寄付をくださる方や、家庭菜園でできた大根をくれたりと、仲良くさせていただくようになった。私の活動に支障がなかったのが、3~4年前に町会役員の方とお話させていただいた時に、一部の過激な意見の方がいらっしや、殺せばいいとか、餌をやらなければいいとか、という方がいたが、町会長が諭してくださった。そんなこと言うものじゃない、とにかく解決しなくてはいけないからということで、その時に判子を付けてくださり、私以外に同じ町会の方が3~4団体おり、そこで皆さん一斉に判子もらったという状況だった。なので、私が上手くいったのは、町会長のおかげと、周りの方たちがとても理解があったからだと思う。他の所で色々な現場に行っていると、町会単位では難しいというところがどうしても出てくる。どうして難しいかと言うと、

まず町会として責任を負うのが難しい。また、町会が多忙すぎる。さらに、大きい町会では、活動を把握できない。合意という文言に縛られ、反対している人が一人でもいたら、合意は取り付けられないということで、頓挫してしまう町会があるということ現場から聞いている。班レベルで行っていくというのが、私はとにかくトラブルが無くなればよいと思う。形が云々というよりは、とにかく人同士が喧嘩したり、揉め事にならなければ、猫たちが静かに暮らせれば、そういう生活を共にしていければ、それだけでよいと思う。形よりもとにかく、トラブルを一日も早く無くしたいと思っている。環境省のガイドランに合意とでているため、合意というものを各自自治体がガイドライン等で支持しているところが多いが、環境省の規定で、地域の十分な理解と協力のもとにという言葉に置き換わっているところもある。合意と言って、文章を取り交わして、判子を付き合つてと、そこまでなくても、理解と協力を求めようようにしていけばよいと思う。理解と協力を求めるというのは、私みたいな凶々しい人間だったら、1軒1軒話していき、理解と協力を求めるような話ができたりするが、皆さん、私みたいな話ができる方ばかりではない。そういった時には、やはりセンターや私どもNPOが、そういう方たちに寄り添って一緒になって解決していこうという形、やろうと思った方たちを応援してあげないと、誰もやってくれない。苦情ばかり言い、皆行政を困らせ、街の中がいさかいだらけで、そんなのよりも、とにかくどんな形でもよいから、一日も早くやっ払いこうということ。3者協働とよく地域猫活動では言われるが、私たちと、行政と、活動の主体となる地域住民、この3者がそれぞれの役割をきちんとやりながら、どうやったら解決するのか、こうやったら解決するのではないかと一緒に考えていきたいと思っている。色々な現場から、毎日私にも相談がくる。一回電話がきた人たちは、何回も何回も電話してくる。こう言われてしまった、今度はこう言われてしまったということで、では、こうしていこうと、やはり私も丁寧に現場を育てていきたいと思っている。

活動者へのフォローとして行政にお願いしたいことが、まず、活動のパンフレットの作成です。千葉県が作っているような、A4の、カラーの、きれいな、簡単なパンフレットです。地域猫活動を進めています、船橋市も応援していますという形で、そういうパンフレットを作って下さったら、私たちは現場に行った時にこういう活動ですということが簡単に示せる。また、現場と一緒に足を運んでいただき、現場を見ていただければと思う。さらに、ボランティアは、どうしても高齢の方はちゃんとできない方がおり、餌をやるだけ、置きっぱなし、手術がままならない、そういう方たちの足並みを揃えるためにも、ボランティアの講習会を開いていただきたいと思う。ボランティアたちを育てていく、それと同時に、何も知らない市民の方たちへ、こういう活動があるのでやってみませんかというセミナーを開催することもお願いできればと思う。また、広報ふなばし等への掲載もお願いできたらと思う。また、本当に地域猫活動を頑張っている町会がいらっしゃったら、表彰式を行って、表彰状を感謝状みたいな感じでお渡しする。頑張ってくださいということ、その周りの自治会も助かっている。隣の町会が始めており、うちも始めようとか、そういう形で、点が面になるように活動を広げていただければと思う。

TNRは、このガイドラインを拝見すると、地域猫活動と切り離した活動として捉えられているようであるが、TNRだけだと、手術だけだと、問題が終わらない。解決が何もしない。やはり現場に行き、色々な人と話をすると、手術したから何なのだ、猫がいるじゃないか、と言われてしまう。ということは、やはり話し合いがなされてないというところで、餌の管理、トイレの管理、地域の皆さんに活動の説明をするという、TNRをした人たちを、その後に地域猫活動をするように引っ張っていったらいいというようなことが行政に必要ではないかと思う。TNRだけと切り離してしまうと、私が危惧しているのが、実際に起こったことだが、TNRを町会で行い、その町会で餌やり禁止を打ち出す。ということは、手術はするが、餌はやるなど、兵糧攻めのような

な形にして猫を追い出しとか、言い方が悪いが、そのまま死んでもらうのを待つという形をとった町会もあった。そういった、間違ったやり方であると、住民同士のいさかいが終わらない。また、餌やり禁止をすると、餌やりを隠れてする。陰で、分からないように、夜中に餌をばら撒いて、蛆が沸いてすごいことになり、またばら撒いてという悪循環を引き起こすことになってしまう。だから、餌やりさんは、どんどん表に出てもらって、一緒に活動しようよという形で協力を仰ぐというのが大事かと思う。餌やりさんを糾弾するだけでは、糾弾するという作業だけで全国どこの行政もずっと長いことやっているが、逆効果である。そういう人たちを、どんどん影に、暗い所へ追いやり、影で悪さをさせてしまうということを防ぐためにも、表に出てきて一緒にやろうよというふうに誘い掛けていただけるようなガイドラインであっていただければと思う。

地域猫活動については以上であるが、ガイドラインのことについて触れさせていただく。引取りというのが全面に出たガイドラインになっていると思う。意見書にも書かせていただいたが、対策として、飼い主を探す、地域猫をする、TNRをするのと同様に、引取りが同列で書かれている。あまりにも、地域猫活動の労力と、引取りをする労力の差が激しい。地域猫をするには、トイレだ、餌だ、なんだかんだとやるのが色々あって、苦情を言う人たちは、引取りで、一発で解決のように、こっちで一生懸命やっていることが、水の泡になってしまう位の労力に差がある。もし、引取りを対策として船橋市がどうしても打ち出すということであれば、地域猫活動と同等の負荷をかけていただきたい。地域猫活動をやるのであれば、地域の住民の理解と協力のもとにという言葉がある。では、引取りをするのであれば、地域の理解と協力をもらい、皆が引取りを希望している等。なぜ、地域猫活動だけ、やりたいと、何とかしたいと思ってくださる方たちにこのような負荷をかけて、引取りの時だけ。どういう状況で引き取っているのか、センターも引き取りたくて引き取っているわけではないと思うし、努力して引き取らな

いように頑張ってくれているところだと思う。ガイドラインに、もし同列で表記されるのであれば、それなりの同じようなハードルというか、そういったものを設けるべきではないかと思った。船橋市の殺処分数が増えているのは、センターのせいではなく、悪い市民が増えているのが現状だと思う。例えば、船橋市がツイッターを行っている。センターで譲渡可能な犬猫がいます、見てくださいと見た。これはすごいことをやっていると思ったが、これは、センターがやっているのではない。動物園でも猫がかわいいと、写真付きであげ、注目されているところもあるので、船橋市でも、動物愛護指導センターのSNSを活用して、譲渡可能な猫はこんなかわいい猫がいる等あげてほしい。今日も、保健所の下にパネル展がされているが、あれはすばらしい。これは、保健所だけではなく、是非、公民館や、市役所の1階等、SNSでこういうものを行っていますとあげ見ていただくと、今はすごく動物愛護に関する気風が高まっているところなので、そういったことも活用していただければと思う。

以上です。ありがとうございます。

○中村会長 ありがとうございます。地域猫活動以外、ガイドライン素案にまでも触れていただきありがとうございます。ガイドラインに関しては、後程時間を設けご意見を伺いするがあると思うので、お話の前半の地域猫活動に関する取り組み方について、大変なご苦労が多いかと思うが、清水様にご質問がある方がいたら、挙手のうえご発言をお願いします。

○駒田委員 清水さん、今日はお忙しいところどうもありがとうございます。10年位前に、最初のガイドラインを作った時に一緒にやってきて、今はあの時はできたと思ったが、なんとなくこの10年間で色々なことが変わってきて、船橋市の地域猫活動は少し停滞してしまっているというのもある。なかなか言いにくいかもしれないが、清水さんは、何が原因だった、どういう事が原因だったと思われるか。

○清水氏 ありがとうございます。まず、原因は、活動する人たちが、行政を裏切ったことが大きいと思う。行政が登録という形でやってくれたものに対

し、それを裏切ると言ったら言葉がきついが、きちんと守ってくださいと言っていたことが守れない、餌を置きっぱなし、手術は進まない、トイレができていない、ご近所と話し合いもできてない、というところがあったと思う。ただそこで、行政側も考えていただきたいのは、そこで、やはりあの人たちに任せておいたらとんでもないことになってしまったということで終わらせてしまうのではなく、より一層のフォローが必要だと思う。そういった方々に、せっかく団体登録までいったのだから、頑張ろう、どうしてできないの、ここはどうして、ではNPOに聞いてみよう、という形で私たちの力を使わせていただいても全然構わない。その人たちがどうやったらもう一回ちゃんとできるかとうことを、講習会をもう一回開くとか、NPO、私たちが参加して、現場を歩いてみるとか、という形で駄目になってしまった方たちが何故駄目になってしまったのかというのを一緒に考えて、もう一度再建という形で市民を諦めないでいただきたかった。どうしてもそれに対するクレームがすごく行政に入ってしまったら、苦しい立場だったと思うが、今一度やはり市民を諦めないで、もう少し頑張ろうということで、私たちが一緒にやるので、というところが原因だったかと思う。もとをただせば。

○駒田委員 ありがとうございます。結局それがこじれてしまったということですか。

○清水氏 そうだと思う。

○駒田委員 分かりました。ありがとうございます。

○中村会長 他に、ご意見やご質問はあるか。

○平川副会長 地域猫活動をそれ程私も理解しているわけではないが、ほんの一部分を聞いてかじっているだけだが、地域猫活動で活動されている対象となっている猫は、地域猫活動の中でどういう存在でいるのかということをお聞きしたい。要するに、飼い主のいない猫として同じように地域の中で生活しているのか、私は、地元で餌やりをしている人に、あなたが飼い主だよと言っているが、そういう形で、飼い主としての自覚をもって地域に猫がいるのか、それとも全部里親を探してその地域から猫がいなく

なるというような活動なのか、その辺がよく分かっていない。そこを少し教えてほしい。

○清水氏 全頭飼い猫にできたら、これが一番素晴らしい。害もないし、猫たちも幸せに暮らせる。ただそれがどうしてもできない。頭数が多すぎて。そういう保護団体は、なん十匹、何百匹と抱え、毎日どうしようもないような状況にまでいつている。では、この問題は、猫好きだけが解決すればよいことなのかというのが発端だったと思う。この野良猫はどこから来たのだろうとすると、あそこのおばあちゃんが置き餌をしていた、ではあのおばあちゃんが悪いのかとなると、それを許してしまった地域というのがあると思う。おばあちゃんが増やしているのが分かっていたけど、ご近所付き合いがあるから言えないと地域として目をつぶってしまった。そうしたら、10匹が20匹になりという形で大騒ぎになってしまった。地域の方たちに責任があるとは、なかなかそこまで私は言い切れないが、やはりおばあちゃん一人ではどうにもできなかったところを、誰か手助けしてあげて、何とか私たちも困るからやるよというふうに、地域で手助けしようというのが地域猫活動だと思う。地域でそこにいる猫たちを管理する、世話をするとということで、トラブルを無くすということです。やはり、餌をやっているから飼い主だと言って押し付けてしまって解決すればよいが、押し付けてしまうことで、例えば、そのおばあちゃんが頑なになってしまい、もう誰とも口を聞かない、言うことも聞かない、手術もしないということになるといけな。私もそういう方と話しをする時、物凄く神経を使う。何とか一緒にやってくれないか。こっちに味方になって一緒にやってくれないかという形で話し合いをすごく続けることがある。地域で管理していくほかない猫たちはいると思う、全頭飼い猫にはならないから。ではその猫たちは、その餌をやっている方だけに責任を負わせてよいのかということになると、その人はもうどうにもできない。足が悪いおばあちゃんだったり、生活保護を受けてそんなお金のない方だったり、色々な方がいると思うが、その方々を責め立てていっても全然解決しな

いから、皆で少しずつ力を出し合って解決しようか、自分たちのまちだからというのが地域猫の理念だと思う。ということで、地域で何とか。答えになっているか。

○中村会長 ありがとうございます。他にご質問はあるか。

○佐藤委員 ありがとうございます。私は、今回から市民公募で応募した佐藤と申します。まだまだ色々分からないことがあるが、今の話を聞き、清水さんが市に望んでらっしゃること、パンフレットの作成等と本当にそのとおり実現していったらよいと思った。やはり大きなハードルになっているのが、地域、町会の合意という点だと思う。これをできれば理解と協力ということに変えて行って、その点も含め、今すごく登録団体が少なくしまっているということもある。やはり、餌やりさんたちをもう一度そういうことで、合意ということから、理解と協力ということに少しハードルを下げて、そういう方たちも新たに登録団体としてやっていった方がよいというふうにお考えか。

○清水氏 活動している方が一人でも多い方がよいと思う。どうしてその人ができないのかというところで、今一度一緒に考えて、どうやったらできるだろう、どうやったら解決できるだろう、どうやったら猫たちが一日も早くいなくなるだろうというところを目指して、引き上げられるところは引き上げて、諦めないで粘り強くやっていってあげるのが必要かと思う。また、その人ばかりにそういった話をするのではなく、地域の方たちにも話し合いをするということが必要でしょうし、例えば班会議に参加するであるとか、そういった形で、その人を吊るし上げて何とかさせるというよりは、地域の皆さん一緒に考えてくれないですかと、このおばあちゃん車持っていないので、車持っている人誰かいないかなとか、そういったことは多分行政は言えないと思う。だからそういったところは、私たちNPOが上手く繋ぐことができたと思う。引き上げていけたら思っている。

○佐藤委員 ありがとうございます。

○中村会長 他にご意見はあるか。

○南川委員 どうもありがとうございます。現場の感覚を教えていただければと思う。登録することで、インセンティブがあった方がよいのか、あれば登録するハードルが高くなると思うし、インセンティブが無ければ登録が簡単になるという、政策としての方向性がそうなると思う。その辺りの感覚は、現場だとどうなのか。

○清水委員 今回登録ということで、行政が苦しまれたと思うところは、登録をすることにより、行政が管理、監督をしていかなければいけないという部分がどうしてもでてきてしまった。行政の責任も少し重くなってしまうのかと思うところもある。ただ、現場としてみれば、きちんとできているところは、登録ということで、大手を振って活動しやすい状況になる。地域の方たちから理解してもらえる。悪い団体たちは、それを印籠のように使ってしまうというところで。もし、登録した方がよいのか、しない方がよいのかというところで考えたときに、登録というのは、お互いにとって難しいと思われる部分があるかと。例えば登録に値する、すごく素晴らしい地域であった場合は、何かしら表彰をする等、そういう別の形でもよいのかと思う。

○中村会長 ありがとうございます。まだまだお伺いしたいことも沢山あると思うが、今回時間も限られておりますので、清水様へのご質問は一旦ここで終わりにさせていただきます。

続きまして、石川委員から、ご自身の活動についてご説明をお願いします。

○石川委員 私は、TNR活動と資料に書かせていただいたが、TNRと地域猫活動の境目がよく分からなく、自分でやっているのは、神社という一部だけだが、神社で神社にいる猫を捕獲、手術するTNRをして、この後に、猫は神社に居続けるので、その猫たちにご飯をあげるまではしている。清水さん、これは、TNR、地域猫活動どちらになるか。

○清水氏 そこは公の場所ですよね。地域の方たちが皆で助けてあげるということになっていると思うが、本来の主体は神社だと思う。神社の人たちが解決しなければいけない問題を市民が手伝っている。

それを地域猫と呼ぶかどうかは分からない。

○石川委員 個人で行っているという形になるかと思う。これで3年程させていただき、市で飼い主のいない猫の不妊手術をするシステムが3年前からあるが、その前から犬を飼っていて、その犬に猫が懐いてくれ、このままだとかわいそうだと、最初その気持ちだけだったが、犬を使って上手いこと猫を捕まえることができた。その時、捕獲器も知らなかったので、タオルや網を使って、猫にはかわいそうだったが、捕まえて、病院へ連れて行き、手術をし、そのまま家で飼うという形にし、今、実家と自宅で20匹近くいる。全部神社の猫である。市の手術をするというシステムを知ってからは、その場にリリースすることでもよい、すごくよいとは限らないが、そういう方法もあるということを知り、今そのシステムも活用させていただいている。

神社の周りにお住まいの方で猫が苦手だという方もいるが、そういう人のトラブルが、神社や町会長へいく。神社の人や町会長をとおして、我々はお話をして、トラブルを解決していく。ありがたいことに、ご近所の方もすごくご理解がある方が多かったので、オープンにこういう活動をやっていますということではなく、一部のそういうクレームをした人等しか知らないが、個人でできる範囲で、手術以外は正直な話自腹でやっているの、ひっそりと個人スタイルで行っている。神社に参拝に来られる方で、子猫等を飼ってみたいという方がいらっしゃったら、そういう猫たちはできるだけ里親に渡せるようにしていき、実際に2匹ほどご近所の飼いたいという方にお渡しできた。他にも、懐いている猫がいるので、その猫もどうにかしたいというのが私の中で今課題です。家ではもう預かりはできないし、他の団体の方へもお問い合わせをしたが、やはりいっぱいになっているので、預かりはできないとお断りされてしまった。そういうところも、個人の力ではどうにもできないが、何とかしていきたいと思う。私が行っている活動は以上になる。

○中村会長 貴重なご意見ありがとうございます。自分のできる範囲で取り組んでいらっしゃいますが、TNR活動により、子猫を見ることが減ったことは、

大きな成果と思います。石川委員にご質問のある方は、挙手を願います。

○佐藤委員 神社内ということだが、神社の方たちというのは、どういった体制なのか。

○石川委員 神社の管理されている方には、猫の手術を始めるときに、こういうことをやっていますという話をさせていただき、了承をいただいている状況で活動を行っている。

○中村会長 他にご質問はあるか。

○南川委員 神社に何頭位猫がいて、それが、増えたり減ったりしているのか。その辺りを教えていただければと思う。

○石川委員 神社にいる猫は、写真等を撮影して、このような形で、誰がいるということを管理している。それ以外にやはり、近所の町会等から猫が入ってきてしまい、周りの町会で猫活動を行っている方がいるので、その方たちと話をし、この猫知っていますか、うちの町会の猫等、少しネットワークはある。そのように、猫が増減している。これは新しい猫等ということは、把握している。今は、全部で10頭位いる。

○中村会長 ありがとうございます。活動当初は、もったいたのか。

○石川委員 そうです。

○清水委員 神社の管理者の方が、現在何か関わっているか。

○石川委員 正直、関わってはいない。行ってもよいというだけである。

○中村会長 町会長へ、年1回報告ということで、神社にも、年1回報告ということか。

○石川委員 はい。

○中村会長 分かりました、ありがとうございます。他にご質問が無ければ、次の平川副会長のお話を伺う。

続きまして、平川副会長から、ご自身の活動についてご説明をお願いします。

○平川副会長 私が猫に関わり始めたのが、子供の頃は親が猫を飼っていたりしたことはあるが、地域で猫に関わり始めたのが今から25年位前になる。

最初は犬を飼っていた。犬は毎日散歩に連れて行かなければいけない。散歩に連れて行くと、家の犬はそういうわけか猫が好きで、子猫を見つけてしまう。捨ててある子猫を見つけてしまう。猫が好きなので、その側へ引っ張って行ってしまふ。妻が散歩していると、それを見た妻から電話が掛かってきて、猫が捨てられている、このままだと死んでしまいそうと言うので、私がかわいそうだから飼ってよいと言った。仕方なく、殺すわけにいかないから、飼ってよいと。翌日また妻から電話が掛かってきて、すぐ近くでまた捨てられていた、1頭も2頭も同じだよ、飼ってよいかと。段々増えて、今は2桁を裕に超えた。

私は、手術をしてまちから猫がいなくなるのは、反対と思ったことがある。それは、被害を受けている方や嫌いな方もいらっしゃるかもしれないが、最初に日本に猫が来たときの経緯を考えてください。確か、チフスが大量発生した時に、外国から輸入した。それで日本に猫が増えた。沖縄のマンガースと同じで、必要があるからと言って外国からわざわざ連れてきて、ネズミ対策で飼ったものを、今度は自分たちの生活の邪魔になるから増やさない、あるいは、まちから追い出す、それはないだろうという話である。要するに、まちに猫がいなくなったら、ネズミが増える。これは間違いない。それはでも、市民の選択だから、市民がまちから猫が居なくなる、まちの猫を少なくしようという選択をしたなら、それに協力するが、基本的な姿勢は、地域に、まちに猫が居るといのは、私は自然だと思う。基本的には、根底にまちに猫が居てもよいという認識はある。ただ、そこら中で餌やりをして、子猫がどんどん増えていって、地域の方が迷惑をするというのも困る。

最初は、妻が飼ってよいかと言ひ飼ひ始めたが、周りの人が聞きつけ、子猫が捨てられると平川さんの家に行けば飼ってくれると連れてくるようになってしまった。前回の会議の日の朝9時にチャイムが鳴り、平川さんのところで猫を飼ってくれるというから、今日生まれた子猫を飼ってくれますかと、100gの子猫を連れて来られた。会議に出る前のことだ

った。慌ててミルクを買いに行き、ミルクを作り、家で面倒を見始めた。そういう形で、何頭も家に猫がいる。TNR事業が始まる前から行っている。要するに、地域によって、場所によって、家によって違う。あそこで猫生まれたというのは分かる。そうすると、平川さん猫をなんとかならないかと相談に来られる方がいる。その時は、町会長でも何でもなかったが、相談に来られる。要するに、ご自分の庭で餌をやっている、そこで増えてしまっているという人には、餌をやっている家に行き、実はお家で餌やりをしているおかげで猫が増えてしまって、隣近所、あるいは周辺にご迷惑をお掛けして困るが、お宅の猫をふえないように手術させてくれないかと。それで、トラップを買い、そういう家が何軒かあったので、その方たちの庭にトラップを仕掛けて捕獲をして、手術をして、そこへ帰すことをした。TNR事業はなかったもので、当時県の保健所で年に1頭補助してくれる制度があり、1頭補助してもらっても仕方ない。また当時、不妊手術に2万程かかるが、5千円程補助してくれる制度があったが、5千円補助してもらっても仕方ないと、その制度は使わず全部自費で行った。たまたまそのお宅で、あの猫も手術して欲しいというのは、お宅でお金払ってくださという形で、お金をいただいて手術したこともあるが、ほとんどが自費です。3桁に近い数は多分手術していると思う。それと、連れて来られた子猫というのは、妻が譲渡をできない。情が移ってしまうと他人の家に譲れない。その家でどんな生活をするか分からないから、とてもじゃないけどあげられない。結果的に家に残ってしまう。一番困っているのは、この間も言われたが、平川さんのところに行けば何とかなんと周りが思っている状況が発生してしまっていること。思わせているから駄目だと言われても、もう知られてしまっているのだから、今からどうにもならない。前回の会議の1週間後に、もう1匹連れて来られ、きょうだいだと思うが、親が連れて来たと、連れて来られた。私は、いい加減にしてください、家は猫の引取り業者でないからと大きな声で怒鳴った。その方がたまたま、家の倅の同級生のお姉さんだった。実家が家の町会の中にあり、

その孫も家の猫を年中見に来ていた。小学生の時に遊びに来て、猫と一緒に遊んでいた。後で、あの時の町会長は怖かったと言われたが、そのくらいの勢いで言わないと相手が納得してくれない。先程、隠れて猫に餌をやるようになるというお話があったが、確かにそのとおりです。夜中の2時に車の下に置いていく。その方は、町会の会員になっていなかった。そういう活動をしていて、町会長のところに、TNRで手術をしたいと判子を下さいと行った。町会長は、とんでもない、なんで判子を押さなければいけないと、そこでトラブルになった。そこで、その人から電話があり、平川さんのところで何とかして欲しいというような話で、勝手にやれないし、その町会長との関係もあるので、そんな簡単な話ではない、町会長にもう一回よく話すように言った。今度は町会長から電話があり、平川さんがやってくれてもよいと言われ、私が行ったという経緯がある。要は、地域に猫がいることで苦情を仰る方は沢山いる。また、猫に餌をやりたくて、かわいくてしょうがない方が沢山いる。町会としては、任意団体といっても、組織ですから、皆さん方のご意見をお聞きして、合意形成のない事業は町会長としては行ってはいけません。私自身が個人として行う分にはよいが、町会長として私が行った行為を町会の合意なしに行うことはできない。ですから、私が猫を飼っていることは私の責任であり、町会の責任ではない。近所から苦情がくれば、私は自分自身が対応するしかない。町会の会合あるいは総会でも、猫がいて困るという苦情が出たことがある。それは皆さんにお諮りして、町会で対応するのかという話を、町会の議決の中で色々のご意見を聞いた。結果として、町会ではやるべきではないというご意見なので、町会としてはできない。町会がそういったことに、町会の費用を使ってやるべきではないし、今の町会長は猫が好きだからといって、私は好きだと言っていないが、好きな方向に行かれても困る。今度嫌いになったからといって、嫌いの方向に行かれても困る。だから町会では、そういうことはできない。個人で、個人の責任でやってもらうように町会長が話をしてこいという結論に至った。なので、猫に餌やりをしている方

の所に行き、悪いがお宅で猫が繁殖していることによって、地域の人が困っているから、親の捕獲をさせて欲しい。子猫は、一定の年齢に達したらそれを捕獲し手術をさせて欲しい。その代わりにここへ戻るので、可愛がってあげてと。そのようにTNRの前に、同じようなことをずっと行ってきた。たまたま平成27年にTNRのモデル事業を平川さんの所でやってみないかと愛護センターから言われた。その年に9頭手術をさせていただいた。10何頭いたが、9頭しかできなかった。それから3年程TNRでやらせていただいた。2年目は電話が繋がらず、繋がったら定員オーバーしましたと言われ出来なかった。そういうことで手術できた猫がいる。ところが、猫の捕獲は思ったとおりにいかない。今日捕獲したいからと、今日捕獲器をかけても捕まらない。TNR事業では、手術日を予約してくださいと言われ、その日に連れて行かなければいけない。ところが、今日捕獲できない。また、思った猫が捕獲できない。誰が捕獲されるか分からない。結局は、捕獲をしたが違う猫だったとなると、これをどうするのかという話になる。自分で手術するか、愛護センターへ相談し、手術してもよいとなり手術したこともある。要するに、相手があることなので、こちら側で一生懸命やってもなかなか思いどおりにいかない。また、TNRをし、捕獲をしたところへ戻そうと思ったら、この猫は風邪をひいているので当分の間放さないでくださいと言われ、そのまま家に居ついてしまった猫もいる。要するに、相手があることなので、こちらの思いどおりにならないことが多々ある。家の中に猫がいるので、覗きに來る猫がいる。結局、庭に居着いてしまった猫が2頭いる。これは、猫が嫌いで人が好きな猫で、人が來ると寄ってくる。だから近所の人に隠しておけない。隣近所の人には、話をして、トイレになりそうな庭のある家には、猫避けのトゲトゲシートを買ってきて置いてくださいとお願いし、対策をしている。家に猫がいることで、何匹か猫が來るが、家の玄関の脇に砂場があり、本当は木を植えるスペースだが、そこには砂を買って入れ、そこでトイレができるようにしている。結構ふ

んをした後があるので、使ってくれている。また、以前、妻が花を栽培していて、プランターが沢山ある。そのプランターもトイレにしている。ある程度のふん尿の処置はしているが、どこに行き何をしているか分からない。今一番困っているのは、猫がトカゲを捕ってくるのと、鳥を捕ってくること。昔私が子どもの頃、猫はネズミを捕ってくるから猫なのだ。トカゲやヘビを捕ってくるのは、ヘコ、鳥を捕ってくるのは、トコと言うと、東北の出身の方から聞いた。名前は、コゾと付ける、コゾと言うのは來年という意味。亡くなって化けて出てきたら、お前はコゾだろ、出てくるのは來年だと言うためにコゾという名前を付けると聞いた経験がある。自分の地域、自分の周りに猫がいることは何とも思わない。猫が粗相をするのは当たり前という世代で育っている。猫が自分の敷地に入ると言うが、猫はあなたの敷地と認識してない。所有権は人に対し主張するもので、猫に対し所有権を主張してもしょうがない。入って欲しくないなら、入って欲しくないような対応をしてください。野良猫というのは、猫がいるからネズミがいないというのがあるので、ある程度は多めに見てくださいと町会の皆さんにはお話をし、理解してくれているかどうかは分かりませんが、割と苦情は来ていないと思っている。また、妻は、山に捨て猫がされるので、所有者に断り手術をしている。その山が切り崩され、そこに住宅ができた。住宅の人から、そこで猫に餌をあげている人がいると保健所に通報があり、保健所から指導を受けた経験もある。これまで話をしたが、要するに、小さな命を雑にならないようにしたいと妻と一緒にやっている。

○中村会長 ありがとうございます。非常に貴重なご意見ありがとうございます。町会長という立場で色々な面でご苦労されているかと思えます。平川副会長にご質問はあるか。

○泉谷委員 平川副会長の町会で、平川副会長以外に猫の世話や面倒を見ているグループはいるか。

○平川副会長 私の町会の中には、私と妻の他にそういうことを行っている人はいない。全部、私にや

ってくださいと、周りの町会も含めて来る。

○泉谷委員 ありがとうございます。私共も、先程あったが、町会自治会ということで、私自身は猫のことは一切やっていないが、相談されどうするかという時にちょうど定例会があったので、定例会の時に清水さんからお話いただいた。確かに、賛成反対色々あった。しかし、言っていることはある程度は理解していただいた。後は町会長の判断にお任せしますと、その時点でお話をいただいた。それがきっかけで、とりあえず、活動している方に少しでもお役に立つのであればということで、町会で了解をしたという形で行っている。

○中村会長 ありがとうございます。各町会の町会長や役員会の話次第で地域の猫の幸福度というか、そういうものが変わってきてしまうのかと思う。他にご質問はあるか。

皆さま、それぞれ熱い思いで活動していただいております、とても参考になった。ありがとうございます。

せっかくなので、先程、清水様からガイドラインに対しても、ご意見をいただいた。短い時間で恐縮だが、お話いただきたい。私が、お話を伺った感じでは、まず、引き取りは、飼い主のいない猫対策ではないとのご意見、TNR だけで終わらせるのは、人にとっても猫にとっても何も良い結果は生まないというご意見、地域猫活動の適切な情報発信を行うべきというご意見、地域猫活動はあくまでも住民による対策で、行政がその対策に対して責任を負わせてはいけないというご意見、町会自治会も地域猫活動のそれぞれ関係性へ加えるべきというご意見が主なところと思います。

このご意見に関し、この会議でも検討したいと思うが、法的な解釈を2つ程お伺いしたい。南川委員に質問だが、所有者のいない猫の引取りに関する法的な解釈と、所有者のいない猫に飼養や給餌することに伴う責任の法的な解釈を詳しく説明していただきたい。

○南川委員 まず1点目の所有者のいない猫の引取りに関してですが、基本は、動物愛護法第35条第3号に係る問題だと思われる。その第3項で、周辺の生活環境が損なわれる事態が生ずる恐れがないと認

められる場合、その他、とは第1項を読み替えるということなので、そういう場合は拒否できないということになる。ここについてQ&Aを環境省が出しているのを見ると、第25条第1項の周辺の生活環境が損なわれる事態と同じ内容かというところについて、Q&Aだと、規定の目的も表現も異なるため同一内容を指すとまでは言えませんが、第35条を行うにあたっては、第25条の環境省令が定める事態の施行規則第12条の内容も適宜参照してくださいと書いてある。第35条と第25条は、規定の目的も表現も異なるので、これを同一に解釈することにはならないと思える。そうすると、第35条で引取りを拒否できるのが、健康被害はもちろん含むでしょうが、だけかと言われると、それよりももう少し広い、条文に書いてある周辺の生活環境が損なわれている事態が生じた場合引取りを行うことになる。この条文や、Q&Aを全体的に見ると、そういう法解釈になるのではないかと思う。2点目の、飼養、給餌することに責任があるかということですが、これまでの裁判例等でも、飼う人がいて猫の被害が発生し、それが受忍限度を超えた場合に責任は発生することになるのではないかと思う。地域猫活動したから当然に免責されるものでもない。ただ、地域猫活動をしていても、猫は生き物なので、鳴いたり、ふんはするので、したからといって直ちに責任が発生するものではなく、やはり、地域猫活動をしている人、給餌している人たちが、どれだけ配慮して注意義務を払って管理をしていたかというところで、恐らく被害が発生した時の損害賠償等の法的責任が発生するかどうかというのが、具体的な事案ごとに判断されるものではないかと思う。

○中村会長 ありがとうございます。ガイドラインで提示するところとしては、対策の中に引取りを入れるという方針は変えなくてよいのではと思うが、これは後半で議題があるので。今の意見に、清水さん何かあるか。

○清水氏 南川先生がお話のあったところで、動物愛護法施行規則第12条があり、周辺の生活環境が損なわれている事態は、次の各号のいずれかに該当するものが、周辺地域の住民の日常生活に著しい支

障を及ぼしていると認められる事態であって、かつ当該支障が複数の周辺住民からの都道府県知事に対する苦情の申し出により、周辺住民の間で共通の認識となっていると認められている事態及び、周辺住民の日常生活に特に著しい支障を及ぼしているものとして特別な事情があると認められている事態とすると。要するに、猫を引き取る時に、著しい支障がある、複数の周辺住民から苦情があり、それが周辺住民の共通認識である、周辺住民に特に著しい支障を及ぼしているような、ふん尿だったり、餌をばら撒かれているとか、毛が抜けている等、ここがすごく重要になると思うのが、嫌いな人一人が持って行ってしまったのは、引取りに値するのか。その人が物凄く苦情を申し立てた時に、果たしてこれに符号するのかというのが、私の中で疑問がある。地域の合意というか、地域の複数の方たちが、町会等で話をもって引取りをセンターに依頼するというのと、一人の猫苦情者が持っていくというのが、同等になってはいないかという疑問がある。引き取る時は、かなり慎重に何かしら定義付けをした中で、職員の皆さんが、この人は引き取る、この人は引き取らない、そういった差が無いように、一定の基準を設けたうえで、引取りをするということであれば、致し方無いところがあると思うが、たった一人の人が持っていく、例えばそこが地域猫を行っているところだったとする、たった一人の人が地域猫を反対しているから、それは地域猫でないとと言われることがあるかもしれないが、そこでやはり民主主義を考えた時に、大多数の人がよいじゃないか、むしろ応援するという方が多い中で、たった一人の苦情の方が壊してよいのかということが疑問に思う。ですので、引取りについては、まず問題にしたいのは、引取りを同列にされてしまうと、地域猫活動をする方が減ってしまうという心配がある。なぜなら、人間は楽をして生きていきたいものだから。とても毎日地域猫活動をやるのが面倒くさい、引取りと書いてあるじゃないか、引き取ってもらえばよいのだよというふうに安易に流れてしまわないかというのが、私が危惧しているところです。地域猫活動をやろうとい

う意識をそいでしまうという心配がある。

○中村会長 貴重なご意見ありがとうございます。

○駒田委員 今回のことについて、前回か前々回に質問させていただいたと思うが、地域猫をしている猫は引き取らないというお話しがあったと思うが。そのようなことはないか。引き取るというのは、全部を全部引き取る訳ではないということで、地域猫等をしているのであれば引き取らないというご回答があったという記憶があるが。議事録等で確認できないか。

○中村会長 素案に関して、この後事務局から説明があるので、その時でもよいか。素案も、皆さんご覧になって分かると思うが、大分直しが入っているので、それは改めて後ほど説明させていただけたらと思う。議論が尽きないが、時間も限られているので、意見交換はこれまでとさせていただいてよろしいか。

○清水氏 先程、資料を前もって配布させていただいたが、動物愛護法は、全国で等しく運用されるものとしてあるわけだが、引取りを拒んでいる自治体がある。どういった形でということで、その資料はホームページにあったものだが、そのような形で猫を引き取らないと宣言している自治体がある。ですから、船橋市ができないことはないと思う。なぜ自治体によって、物凄く格差が出てくるのかと。引き取らないチェックリストを作り、地域猫活動の猫じゃないですか、飼い猫じゃないですかというようなチェックリストが色々な項目として、今日印刷が間に合わずお渡しできていないが、愛媛県の薬務課はチェックリストをきちんと作っており、これに符号するかどうかというある程度の定義を、きちんと引き取る際の定義を考えている。その他、赤い字で引き取らないという姿勢を前面に打ち出している自治体があるということをもって、船橋市もガイドラインで引取りをするということを前面に出すのは止めていただければと願う。よろしく申し上げます。

○中村会長 貴重なご意見ありがとうございます。議論は尽きないが、ここで清水様のお話に関しては終わらせていただく。お忙しい中、貴重なご意見あ

りがございました。お席のご移動をお願いします。

[清水氏退席]

○中村会長 続きまして、前回の会議及び会議後の意見を受け、ガイドラインの素案を修正していただきましたので、事務局から説明をお願いします。

[説明]

○動物愛護指導センター所長 資料1をご覧ください。前回の会議及び会議後にいただいたご意見を受け、船橋市犬猫の飼養・管理に関するガイドライン（素案）を修正しておりますので、その説明をする。

まず、お配りした資料の、緑色、黄色、グレーで色分けした箇所については、緑のラインは、前回の会議後に、事務局の考えで修正した箇所、黄色のラインは、委員の皆さまのご意見を受け修正した箇所です。また、グレーの網掛け部分は、前回の会議前に委員の皆さまのご意見を受け修正した箇所、前回の会議でご確認いただいた。

では、1 ページから説明する。まず、「多くの人」については、～の方、～の人、～の者が混在していたので、本文中ではできる限り、人で整理した。ただし、見出しの、「犬の飼い主の方へ」、「猫の飼い主の方へ」等は、～の方で整理している。中段の、「社会の秩序を守りながら」については、社会の望ましい状態を保った上で動物と関わることが大前提となるので、社会の秩序を守るという考えを加えた。

3 ページをご覧ください。前回会議でのご意見を受け、「1 これから犬や猫を飼いはじめる方へ」の本文へ、「中には訴訟問題に発展するものもあります」と加え整理した。「(1) 飼う前に考えること」のチェックボックスに、ご意見を受け、「飼いはじめる前に思い描いた生活と違うことがある」旨の記載を加えた。

4 ページをご覧ください。「(1) 犬の登録と狂犬病予防法注射の実施」の部分で、「鑑札と注射済票は、首輪などで犬に着ける」と修正した。「(2) 放し飼いの禁止」の部分で、こう傷事故が一般に分かりにくいというご意見を受け、「かみつき事故」と括弧書きで加えた。「(3) 適切なリードの使用」の部分で、条

例で認められていませんについては、条文に則して整理し、「多くの事故やトラブルが起こっています」と修正した。また、フレキシブルリードによる様々な危険や大きな事故になり得るというご意見を受け、文中に文言を追加した。

5 ページをご覧ください。「(5) こう傷事故発生時の措置」については、先程説明した理由で、「かみつき事故」をかつこ書きで加えた。

6 ページをご覧ください。クレートの後に、「ハウス」を加え、分かりやすくした。「(9) 繁殖制限」の部分で、「繁殖を管理することは飼い主の責務です」と文言を修正した。

7 ページをご覧ください。「(10) 動物の病気や感染症などの知識と予防」の部分で、「場合によっては、食べると害になる物も多くある」こと、「誤食」に関する記載を加えた。また、「人と動物の共通感染症」の部分は、文言を一部修正した。

10 ページをご覧ください。「(12) 多頭飼育の届出」の最後に、「所有又は占有していない動物は含まない」旨の注釈を加えた。「(13) 終生飼養」のチェックボックス内で、「遺言・信託について、早めに専門家へ相談しておく」ことを加えた。

11 ページをご覧ください。「(16) 虐待・遺棄に関する法律と罰則」について、法の条文の順に則し、見出しを虐待・遺棄の順へ修正した。また、犯罪であるという表現については、本ガイドラインの他では犯罪という言葉を使用していないので、法の条文に則した文言へ修正した。また、飼い主のいない猫も遺棄してはならない旨の啓発が必要というご意見を受け、「犬、猫等は、人が占有しているかどうかを問わない」旨の注釈を加えた。さらに、虐待や遺棄の禁止の表現についても、法の条文に則した文言へ修正した。

12 ページをご覧ください。ご意見を受け、「野外や池など」を加えた。

13 ページをご覧ください。「(1) 飼い猫の屋内飼養」の部分で、ご意見を受け、「車や花壇など」、「清潔なトイレ」、「飲用水」を加えた。

14 ページをご覧ください。「(4) 繁殖制限」の部分は、猫は、春から秋に何回も出産できることや、

交尾排卵の説明を加えました。「(7) 多頭飼育の届出」については、多頭飼養から多頭飼育と文言を整理した。事前配布資料と異なっているので、ご確認ください。

16 ページをご覧ください。「4 飼い主のいない猫対策 (1) 飼い主のいない猫の現状と基本的な考え方」の部分で、新しい飼い主へ譲渡するという部分を、「法第 35 条第 4 項に則し、飼養を希望する人を募集し譲渡する」と修正した。また、最後の文章を、「人と猫との調和のとれた共生社会を目指すためには、地域住民が動物愛護への理解を深め、また社会の秩序を守り、猫を適正飼養することが必要です」と改めた。また、(2)について、ご意見を受け、「猫の飼養形態による分類」と修正した。また、出入り自由猫・屋外飼養猫の部分に、「条例で屋内飼養に努めることが定められている」ことを加えた。

17 ページをご覧ください。「(3) 飼い主のいない猫への関わり方」の部分で、ご意見を受け、損害賠償に係る部分の文言を修正しました。

18 ページをご覧ください。「(4) 飼い主のいない猫対策の考え方」について、前回の素案では、A～Eの方法を示し、それぞれメリット、デメリットを記載したが、A～Eについて再度整理し、それぞれの説明のなかに、メリット、デメリットを加え、全体的に修正した。

19 ページをご覧ください。飼い主のいない猫対策とは、飼い主のいない猫をできる限り減らしていくことである旨を最初に記載した。前回の「A 猫の飼い主となり、屋内で飼う。B 猫を保護して新しい飼い主を探す。」を合わせ、「A 猫の飼養を希望する人を募集し、屋内での飼養を目指す。」に改めた。飼い主のいない猫を保護し、屋内での飼養を目指すことは容易ではないので、「子猫や人馴れした飼い主のいない猫」という文言を追加した。ただし以下は、注意していただきたいこと、デメリットを記載する構成とした。

「B 猫をふやさないよう不妊手術をし、元いた場所に戻す。(TNR活動)」をご覧ください。ご意見を受け、不妊手術を行うことによるメリットと、

不妊手術後に猫を管理しないことによるデメリットを記載した。

「C 地域で管理する猫を決め、最後まで世話をする。(地域猫活動)」をご覧ください。地域猫活動の考え方として、地域猫活動は、猫を飼養管理し、野良猫を排除するのではなく、野良猫によるトラブルをなくすための試みであることを加えた。また、次のページになるが、留意点として、費用や時間がかかることを加えた。

「D 保護して動物愛護指導センターに連れて行く。」をご覧ください。こちらは、全体的に、読みやすくなるよう文章を整理した。

21 ページをご覧ください。「図 2【飼い主のいない猫対策の検討例】」の図について、上記に示したA～Dに合わせ一部文言を整理した。

22 ページをご覧ください。ここからは、「(5) 地域猫活動」についての項目を作り、詳しく解説する構成に修正した。「1 それぞれの関係性」の本文は、合意を得て行うから、「合意のもとに行う」に修正した。「イ 住民(町会自治会等)」の関係性については、様々な考えの方がいるので、「地域猫活動を見守っていただくこと、必要に応じて評価すること、可能な範囲で協力すること」へ修正しました。「②市」について、飼い主のいない猫の不妊手術に関する事業の解説を加えた方がよいとのご意見をいただいたが、事業の内容を毎年度見直しながら行っているところもあり、ガイドラインの中には記載せず、他のパンフレットなどで案内していきたいと考えている。

24 ページをご覧ください。「④ 地域住民への周知」の部分で、活動の主体者と活動者という文言が混在していたので、活動の主体者として整理した。また、前回ご議論いただいた、看板の設置については、地域住民への周知の方法や、活動の主体者の明示の方法は、様々な方法や考え方があるので、ガイドラインへは記載せず、地域の実情に合わせて行っていただきたいと考えている。なお、看板の内容についても、目的により違ってくるので、ガイドラインとは別に検討していきたいと考えている。

25 ページをご覧ください。次に、「⑦ 繁殖制限」

の部分は、一部文言を修正し、整理した。また、「⑧ その他・被害防止軽減対策のエ」については、「可能な場合は、猫の飼養を希望する人を募集し、屋内での飼養を目指す」旨の記載へ修正した。

25 ページをご覧ください。「⑨ 活動報告と評価・活動の継続の部分」に、協力者を見つけることを加え整理した。

その他、27 ページ以降、文言の整理などを行い修正しているので、資料でご確認いただくようお願いする。

説明は以上です。

先程、駒田委員からご質問のあった件について、議事録を今からお配りし説明する。

○衛生指導課長 今お配りした資料は、第 13 回の議事録になる。結果を先に申し上げますと、地域猫活動を行っている地域から持ち込まれた猫であっても、17 ページの左下のセンター所長の部分になるが、持ち込まれた場合、周辺的生活環境が損なわれる事態があるということならばその状況のできるだけ話を聞き取りか引取らないかを判断すると思うということで、引取る場合もある。素案の 17 ページに、図 1 猫の飼養形態と分類の考え方の図でも、赤い枠の中に囲まれている、出入り自由猫、地域猫、野良猫は、外見上判別が難しい、周辺環境に被害があり所有者が判明しない場合は、引取りになり得るとなっている。説明としては以上になる。

○中村会長 迅速な手配ありがとうございます。駒田委員いかがか。

○駒田委員 私が言いたかったのは、議事録のちょうど 16～17 ページの部分に関して、地域猫として市に登録している団体が管理している猫でも指導するのですかという質問に対し、所長が、適切に管理していればそういうことは生じてこないと思うが、不適切な場合に関しては指導していくことから始めていくというところで、安易に引き取るわけではないということで解釈している。それでよいか。

○動物愛護指導センター所長 考え方はそのとおりです。

○保健所長 今仰ったのは、段階というか、手順の話で、対象にはなり得る。ただ、迷惑の程度や色々

なことを確認し、加味してということになる。対象にはなるということをご理解のうえで、そこまでの段階に達しているかどうかということをお判断させていただき、最終的にこちらとして引き取るかどうか判断するということをご理解いただきたい。必ずしも指導で終わる等ということには限らないということをお願いしたい。

○駒田委員 分かりました。ちゃんとやっていないから、とにかく引き取りますよという、地域猫活動をしていらっしゃる方々の弁明や状況等を無視して、とにかくあなたたちは迷惑をかけたのだから、調べたけどすごく迷惑をかけたのだから、もうこれ引取ります、あなたたちには関係ありませんという訳ではなく、とりあえず最初は指導をしていただけると。持ち込みがあったのだけど、あなたたちが地域猫をやっているのだから、持ち込みがあったけどとりあえず返すかどうかは、あなたたちの今後のやり方次第ですという形でご指導、アドバイスいただいて、どうしてもそれを改善できないということであれば、引取るということがあるかもしれないということか。

○動物愛護指導センター所長 そのとおりです。

○保健所長 大事な所なので申し上げますと、実は昔も猫を持って来られた方がいた。まず持って来られ、市は、持って来られたご本人には何も言わないまま、すぐに返還した。それで、持って来られた方とかなりトラブルになったことがあった。なので、段階は色々あると思うが、その辺りは市も慎重にやらせていただきたいと思う。明らかに状態が悪いということが前々から分かっていた場合は、市としても引き取らざるを得ないことはあり得る。実際には、ケースバイケースがあり得る。必ず指導があり、その次の段階でないと引き取らないということではないということを理解しておいていただきたい。ケースバイケースはあり得る。

○南川委員 実情を教えていただきたい。恐らく、猫を持っていくことを相談してくれば、指導という形になると思うが、実際に猫が来た場合に、保健所としては、事情を聞いて判断するかどうかということ。持ってきたら、聞き取りや調査は、引取って預かったうえで行って、そういった事態ではない

から引取らないですと言ったら、職員が戻し放すということか。それとも、そういうことが判明しないとそもそも預からないのか。実情を教えてください。

○動物愛護指導センター所長 実情としては、猫の被害の相談等を受け、例えば引取りを希望している方にはよく話を聞き、その上に来所してもらうような形をとる。あるいは、いきなり猫を持って来られて、これを引取って欲しいと言われても、よくよく話を聞いた上で、引取らず持ち帰ってもらう場合もある。

○駒田委員 持ち帰っていただくというのは、少し怖いと思った。引取ってくれないのであれば、川に捨ててしまおう等となっては嫌だと思った。

○動物愛護指導センター所長 法律で引取りの拒否要件がある。先程、南川委員が説明した法の解釈でも、法律に基づいて引取る訳なので、法律の根拠が無いものについて引取った場合、我々も、安易な引取りということで、周りから批判、中傷を受けると思う。引取りに関しては、慎重に進めていかなければならないと考える。

○駒田委員 分かりました。ありがとうございます。

○中村会長 では、ガイドラインの素案に戻る。先程、事務局から説明があったが、大きな見出しごとに協議を進める。初めに、1ページから3ページの、「はじめに」、「1 これから犬や猫を飼い始める方へ」の内容について、ご意見のある方は、挙手を願う。

[発言者なし]

○中村会長 特にないか。では、次の、「2 犬の飼い主の方へ」の内容について、ご意見のある方は、挙手を願う。

○駒田委員 適切なリードの使用のところ、条例で認められていませんから、多くの事故やトラブルが起こっていますと少し柔らかい表現に変えた理由を教えてください。

○動物愛護指導センター所長 この部分については、前回会議の中で南川委員からご指摘があった。資料2-1、2ページの適切なリードの使用という欄になる。

第14回会議の意見として、④に、犬を確実に制御できない状態で移動することは条例で認められていませんという表現は、条例にストレートに出てこない書きぶりであるという意見をいただいた上で、事務局で表現を変えた。

○駒田委員 分かりました。ありがとうございます。

○中村会長 他に意見はあるか。無いようなら、次の「3 猫の飼い主の方へ」の内容について、ご意見のある方は、挙手を願う。

[発言者なし]

○中村会長 特にないか。では、次の、「4 飼い主のいない猫対策」の内容について、ご意見のある方は、挙手を願う。

○南川委員 17ページの「図1 飼い主のいない猫の飼養形態による分類と考え方」の下の赤い四角の中の、周辺環境に被害があり、所有者が判明しない場合、引取りの対象となり得るところの、周辺環境に被害がありというのを、第35条第3項の表現に合わせた方が、紛れがないと思う。周辺環境に被害がありというのは間違っている訳ではないが、それよりも、第35条第3項の方が、ハードルが高そうに見える気がするので、ご検討いただきたい。

○中村会長 それは、生活環境被害が生じている場合という文言か。

○南川委員 周辺環境の生活環境が損なわれる事態等の方が、周辺環境に被害があるというよりは、正確なのかと思う。

○中村会長 そのように、事務局と検討させていただく。その他にご意見はあるか。

○佐藤委員 清水さんからいただいている、ガイドラインに対する意見というところで、先程、引取りということについて触れられていたが、やはり、Eの引取りについて、船橋市のガイドライン案ほど多くの場面に引取りに言及しているガイドラインを他の自治体に見つけることができない、とあり、もし本当にこういうことであれば、このガイドラインを出した場合に、船橋市というのは、動物愛護に対して遅れている市であるという認識をされてしまうのではないかということが心配である。同時に、他の

自治体、愛媛県や千葉市では、資料もいただいたが、引取りませんとはっきりと書いてあるところもあるので、もしこのような対応が可能なら、船橋市も是非このようにしていただくことはできないかと思った。

○中村会長 そうすると、ガイドラインを練り直すということか。

○佐藤委員 練り直すところまではいかないが、余りにも引取りについて多く書かれている等と指摘されているので、ガイドラインは出すと何年かそのままになってしまうと思うので、これは結構大事なところなのかと思う。やはり、私個人としては、船橋市は殺処分ゼロを目指していただきたいので、是非そういった方向性は、今更だが、清水さんの意見を改めて伺いして、そのように感じた。

○中村会長 ありがとうございます。

○動物愛護指導センター所長 事務局から、市の考え方になるが、引取りは、愛護の面からみると、やはり引取りは無い方がよいと思うが、動物の愛護と管理の両方を考えた場合に、猫の命を考えるのか、困っている立場からした場合のことも含め考えた時に、ガイドラインは法に基づくことが書かれているので、行政としては、示しておかなければいけないものと考えている。先程、法第35条でも、引取りを捨得者その他の方から求められたときは、生活環境が損なわれる事態が生ずる恐れがあると認められる場合、動物の健康や安全を保障するために必要と認められる場合は引取りを行うこと、ということで、これを行政として隠してしまうことになる。その辺りの考え方を我々としても考えたうえで、この部分に関しては残していきたいと考えている。

○中村会長 ありがとうございます。佐藤委員いかがか。

○佐藤委員 もちろん、委員としての意見で、全て取り入れてくださいということではないが、そういった考え方もあるということを知っていただければと思う。

○中村会長 やはり動物愛護の方からとると、引取り、引取りというのはどうかというのは分かるが、人と動物との調和のとれた共生社会の実現を目指し

ているので、管理も考えていかなければいけないというのが私の個人的な意見です。貴重なご意見ありがとうございます。

○駒田委員 要は、引取った後にどうするかということだと思う。引き取った後、イコール殺処分だったら、それは絶対引き取らないでほしいという形になるが、まずセンターで引取り、そこで飼うことを希望している方を、積極的に見つけていただけるのであれば、それはそれで一つの方法だと思う。引取りイコール殺処分というふうには考えなければ、そういう方法もあると思う。ガイドラインは直接関係ないかもしれないが、センターは積極的に新しい飼い主を見つける方法を行っていただければ嬉しい。

○動物愛護指導センター所長 ガイドラインの20ページにも、もちろん駒田委員の仰るとおり、譲渡に努めている。引取りが多いということは、譲渡になる動物の頭数も増えていると考えている。

○中村会長 ありがとうございます。他に何かご意見はあるか。

○南川委員 選択肢として引取りがあるのはそのとおりです。書かないという選択肢は無いというのは分かる。難しいのが、(4)の考え方という書き方で、書き方の問題かどうかはあるが、船橋市がそれを考えとしているのかということでは、濃淡だと思う。ガイドラインとして、やはりA、B、Cがメインで、補的に引取りがあるという位置づけであるならば、もう少し並列でない書き方もあるのではと感じた。また、20ページのDの中の内容も、先程言ったとおり、動物愛護指導センターでは、猫のふん尿などの生活環境に被害がある場合、のところも、法第35条第3項の表現に合わせたほうがもう少しよいのではと感じた。

○中村会長 ありがとうございます。他にご意見はあるか。無ければ、次の論点に移る。次は、「5 人と動物との調和のとれた共生社会の実現をめざして」、「6 各種問い合わせ先」の内容について、ご意見のある方は、挙手を願います。

[発言者なし]

○中村会長 特にご意見は無いかな。では、全体をとおしてご意見はあるか。

○駒田委員 30ページの問い合わせ先で、船橋警察署と船橋東警察署の電話番号が書いてあるが、犬猫は市の境が分からないので、例えば、市川の方に来ていけば、市川警察署に来ることもある。市川警察署の電話番号まで書かなくてもよいと思うが、近隣の警察署に連絡するように等があった方がよい。警察は横の繋がりが全くないので、船橋警察署に届けたらそれでよいのかというと、自分で色々な警察署に連絡しなければいけない。ここに書くべきでないのかも知れないが、そういったことをどこかでお知らせした方がよいと思った。

○中村会長 ありがとうございます。他にご意見はあるか。

○衛生指導課長 会議が終わる前に説明させていただきたい。先程、清水様からご意見を聞いた中で、日ごろセンター職員は毎日業務を頑張っており、その苦勞もあるので、私は課長なので代弁ということにはならないが、今までの地域猫活動が上手いかなかった理由というところで、清水様から行政も諦めないでくださいということをお願いしていた。そのとおりで、全然諦めていない。諦めていたら、このガイドラインの変更等していない。今までの経験や実績を生かし、今後リスタートさせていただきたいと思っている。また、SNSやパネル展を見ていただき、本当にありがとうございます。市役所でも、5月14日までパネル展を行った。公民館や図書館を借り展示したりしている。また、SNSも最近運用を開始しており、かなり反響があるので今後もそれを続けていく予定ではある。今後も、ご理解ご協力をいただきたいと思います。

○中村会長 ありがとうございます。他にご意見はあるか。無いようなら、次の議題に進める。

.....

(3) 次回の会議について

[説明]

○動物愛護指導センター所長 本日、第15回動物愛護管理対策会議を実施し、清水様もお招きし、色々

なご意見を伺った。また、ガイドラインも前回からの修正について示させていただいた。

次回は、令和3年6月2日を予定している。今日ありました意見を踏まえ、修正を加え、次回は、船橋市犬猫の管理に関するガイドラインの案を示させていただきたいと考えている。それを踏まえ、7月1日にガイドラインが発行できればと考えている。

また、本年度の動物愛護管理対策会議については、もう2回開催を予定している。議題については、改めてお知らせしたいと考えている。

○中村会長 お聞きのとおりです。本日説明のあった、船橋市犬猫の飼養・管理に関するガイドライン（案）について、を次回の議題としたいと思いますが、よろしいか。

（「異議なし」の声あり）

○中村会長 では、次回の会議では、事務局提案のとおりとする。次回の会議は、6月2日水曜日、午後2時から午後4時、会場は保健福祉センターの本日と同じ部屋を予定している。よろしくお願ひします。

本日の会議でご意見をいただいた他に、ガイドラインの素案に対してご意見のある方は、5月21日金曜日までに事務局へ提出してください。

○中村会長 以上で、第15回動物愛護管理対策会議を閉会する。

午後4時10分閉会

[閉会后]

○衛生指導課長 中村会長ありがとうございました。また、委員の皆様には、円滑な議事進行にご協力いただき、ありがとうございました。

本日の議事録については、調整でき次第、委員の皆様へ送付させていただくので、内容のご確認をお願いしたい。

本日は、ありがとうございました。

[出席委員]

中村会長
平川副会長
泉谷委員
切替委員
駒田委員
石川委員
佐藤委員
南川委員

[欠席委員]

なし

[関係職員]

筒井保健所長
高橋保健所理事
松野保健所次長
岩田衛生指導課長
竹田衛生指導課長補佐
鈴木動物愛護指導センター所長
千葉動物愛護指導センター副主査
小林動物愛護指導センター主任技師

[傍聴者]

6人